

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び未成年の子3名）について、避難先における父母の再就職や子3名の就学状況等の事情を考慮し、平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料（申立人らにそれぞれ月額10万円。ただし、申立人母につき、避難先での育児負担の事情を考慮し平成24年7月分及び同年8月分に限り各5万円を増額。）のほか、申立人母の平成24年7月分から平成28年3月分までの就労不能損害（原発事故の影響割合は10割から1割まで漸減）、申立人父の平成24年7月分から同年12月分までの就労不能損害並びに平成28年3月分までの一時帰宅費用及び駐車場代等が賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及びX5（上記5名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧（以下「別紙一覧」という。）記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に係る和解金として、合計金1876万6607円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対し、別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し、別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年7月2日

（仲介委員 藤重 由美子）

損害項目一覧

損害項目	期間	金額 (円)
旧宅駐車場料金	H24. 7. 1～H25. 3. 31	96, 300
新宅駐車場料金	H25. 2. 1～H28. 3. 31	246, 250
一時帰宅費用	H24. 7. 1～H28. 3. 31	708, 682
就労不能損害 (申立人 X 1 分)	H24. 7. 1～H24. 12. 31	1, 590, 000
就労不能損害 (申立人 X 2 分)	H24. 7. 1～H28. 3. 31	3, 978, 774
日常生活阻害慰謝料 (申立人 X 1 分)	H24. 7. 1～H26. 3. 31	2, 100, 000
日常生活阻害慰謝料 (申立人 X 2 分)	H24. 7. 1～H26. 3. 31	2, 200, 000
日常生活阻害慰謝料 (申立人 X 3 分)	H24. 7. 1～H26. 3. 31	2, 100, 000
日常生活阻害慰謝料 (申立人 X 4 分)	H24. 7. 1～H26. 3. 31	2, 100, 000
日常生活阻害慰謝料 (申立人 X 5 分)	H24. 7. 1～H26. 3. 31	2, 100, 000
通院交通費等の生活費の増加分 (申立人ら 5 名分)	H24. 9. 1～H25. 3. 31	1, 000, 000
本件和解仲介手続に関する弁護士費用	—	546, 601
合計	—	18, 766, 607

以 上